

「特別支援教育から見る幼保小連携の重要性」

1 はじめに ～共生社会形成に向けた世の中の動き～

* 共生社会の実現に向けた宮城県特別支援教育将来構想

○ 宮城県特別支援教育将来構想の基本的考え方

障害の有無によらず、**全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し**、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

2 連携とは？

(1) 「連携」って何？

(2) 連携のメンバーは？

① 保育所（保育士）、保健福祉課（保健士）、幼稚園（担任）

小学校、市町教育委員会（担任・就学担当者・指導主事等） + ？

② 保護者との連携が 幼・保・小連携推の ベース！

(3) 連携の目的

① 誰のために連携するの？

本人（・保護者）を支援するための連携

② 何のために連携するの？

本人（・保護者）各々の心豊かな生活を支えるための連携

（地域で支える）

・「心豊かな生活」：生き甲斐と自己実現に支えられた生活

(4) 「連携」のポイント（コツ）

① 保護者との連携がベース：本人・保護者の意見・意向を尊重することがポイント

② 保護者との連携のカギ：我が子の障害受容をいかに支援するか

→ 就学先に大きく影響（新就学制度の共通理解が前提）

→ 保護者の盲点：中長期的見通し

③関係機関連携のコツ：互いの歩み寄り（互いにお世話様の気持ち）

④連携の危機：人事異動 → 定期的な顔合わせ

○歩み寄りを支えるベース：特別支援教育体制整備

3 「(将来の) 心豊かな生活」

・卒業後の生活：働く生活 + 地域生活 + 余暇
(地域における自立と社会参加) ▽ (日中の活動) ▼ (家庭生活・町内会)

▽職業的自立：▽日中の生活における自己実現：学校や職場で役割を果たす

▼社会的自立：▼家庭、地域における生活と余暇（アフター5、土・日の生活）
*家庭・地域（町内会）における役割を果たす

○心豊かに生活するということ

卒業後の心豊かな生活：よりよい生き方を『もとめる気持ち』→ 夢、ねがい、目標
社会での役割を『はたす力』→ 自信、自己有用感、意欲
生活のベースは 人と『かかわる力』→ 仲間意識、安心

4 合理的配慮と障害の受容（本人，保護者）

(1) 「合理的配慮」は本人・保護者の障害受容がスタート地点

○本人（・保護者）の参加が基本

(2) 合理的配慮って、どのようにして行うの？

①本人・保護者の意思表示（要望）を受ける：「こうなりたい」「～できるようになりたい」

②学校生活における(学習の場)の変更・調整について話し合い、合意形成し

児童生徒の学習の保障をする。（本人参加）

③個別の教育支援計画に記載し、個別の指導計画に活用する。

④実際の指導

☆合理的配慮の内容については、校内支援委員会で検討（必要に応じて、教育委員会に相談）

⑤評価（案）及び内容変更（案）について校内委員会で検討☆，

→ その結果を基に本人・保護者と話し合い内容更新について合意形成。

▼話し合い・合意形成（相談）に当たって留意すべきこと

・傾聴と共感（信頼関係形成） ・障害の受容 ・十分な説明（情報提供も含めて）

▼学校内だけで対応するのではなく、

特別支援学校コーディネーターを活用しましょう！

(2) 保護者の気持ち

- ①ショック期 ②否認期 ③怒り・絶望期 ④再起 ⑤適応期

(3) 本人の気持ち（では、実際本人はどうでしょう・・・発達障害のこの心の内）

(4) 本人・保護者の気持ちにより添うために

～障害を認めたくない本人・保護者の本音を理解しましょう～

- ①共感して、聴き役に徹する
②子供が困っている様子について情報と認識の共有に努める
→ 保護者も家で困り感を感じている場合は相談が進めやすい
③**BUT**、子供の年齢が若いほど難しいのが現実（特にPが家で困り感がない場合）
→ 子供が困っていることへの理解を求める
（本人の行動の状況、困っている表情・発言・仕草等々見せて、語って）

④本人の努力と周囲の理解（

5 保護者の障害受容を支える連携

保護者としての支援 ～障害の有無によらずに～

(1) 担任・担当以外の第三者からの支援（一般論としての講話等）

(2) 障害児理解の普及：社会的障壁の除去

- ①様々な障害について：「しょうがいしゃとは？」

・人は皆障害者になってあの世へ旅立って逝く

②角度を変えたアプローチ

③保護者に対する進路支援 ～中・長期的な見通しを持った進路支援～

5 おわりに

○効果的な支援を提供するために、連続性が担保された連携の推進を！

～ 本人には「○○」を、保護者には「○○」を！ ～